

ホットな消費者見守リニュース

カニなどの海産物の電話勧誘にご注意！



ポイント

- 海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が寄せられています。
「困っている」「助けてほしい」などと言って消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘や、強引な勧誘が見られるため注意が必要です。
- 勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 断ったのに商品が送られてきた場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

■ 消費者ホットライン いやや 188 ■ でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

海草地域消費者生活相談窓口 073-483-8777
〒642-8501 海南市役所4階 市民交流課内
平日9:30~16:00（祝日・年末年始を除く）

2025年 1月